

事 務 連 絡  
平成25年5月16日

事業主 }  
ご担当者 } 各位  
被保険者 }

中部アイティ産業健康保険組合

産前産後休業期間中の保険料免除について（情報提供）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が平成25年5月10日に公布されました。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）による改正事項のうち、産前産後休業期間中の事業主及び被保険者の保険料免除（以下「産休期間中の保険料免除」という。）については、平成26年4月1日から施行されることとなりますので、ご連絡いたします。

なお、産休期間中の保険料免除の実施に伴う事務処理の取扱いについては、厚生労働省からの通知が発出され次第、ホームページ等で広報いたします。